

令和5年度第3回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和6年2月14日（水）

10時～

場所：Web開催

1 開会

2 福祉部少子化対策局長あいさつ

3 審議事項

- (1) 作業部会設置要綱案の審議について
- (2) 児童福祉審議会における部会について
- (3) 児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について

4 閉会

〔配布資料〕

- 資料1 埼玉県児童福祉審議会規則
- 資料1-2 埼玉県児童福祉審議会委員名簿
- 資料2 作業部会設置要綱案
- 資料3 埼玉県こども計画（仮称）の構成イメージ
- 資料4 作業部会員選考実施要領
- 資料5 児童養護部会 審議結果報告
- 資料6 児童福祉審議会における部会について
- 資料7 児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について

(改正後全文)

埼玉県児童福祉審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(部会)

第七条 審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。)第六条の四に規定する里親の認定に関する事項 2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項 3 法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関する事項 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項 3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項 4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、第一項の表の下欄に掲げる事項その他あらかじめ部会に付託した事項について、部会の議決をもって審議会の会議の議決とする。
- 7 部会長は、前項に規定する事項について、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(準用)

第十一条 第六条及び第八条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第六条第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、福祉部少子政策課において総括し、及び処理する。ただし、児童養護部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部少子政策課において、それぞれ処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年六月一日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第五十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十一月八日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十月二十四日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日規則第二十号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

附 則(令和三年三月三十日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年二月九日規則第三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年五月二十六日までとする。

埼玉県児童福祉審議会委員名簿
(令和5年5月27日～令和7年5月26日)

氏 名	所属等
石丸 靖子	NPO法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 総括責任者
川澄 馨子	埼玉弁護士会
神山 幸恵	埼玉県保育協議会
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長
清水 将之	公募
菅原 文仁	埼玉県市長会 戸田市長
鈴木 勝	埼玉県町村会 松伏町長
田口 伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 事務局長
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部
寺菌 さおり	埼玉大学准教授
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
保角 美代	埼玉県里親会 理事長
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長
渡辺 大	埼玉県議会議員

(敬称略、50音順)

埼玉県こども計画(仮称)策定作業部会 設置要綱(案)

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法等に基づく、「埼玉県こども計画(仮称)(令和7年度～令和11年度)」の策定に資するため、計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 「埼玉県こども計画(仮称)」の策定に関すること。
- (2) その他、必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 作業部会会員は、別表のとおりとする。

- 2 作業部会に部会長を置き、部会長は埼玉県福祉部少子政策課長とする。
- 3 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 作業部会会員の任期は、令和 年 月 日から令和7年3月31日までとし、欠員を生じた場合の補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第5条 部会長は、埼玉県児童福祉審議会に対して検討結果を報告する。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、埼玉県福祉部少子政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(別 表)

		氏 名	所属等
1	青少年	石丸 靖子	NPO 法人さいたまユースサポートネット
2	行政	尾崎 彰哉	埼玉県福祉部少子政策課
3	児童福祉	坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会
4	母子保健	佐藤 啓子	公益社団法人 埼玉県看護協会
5	こどもの居場所	東海林 尚文	一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク
6	保育	塚越 優子	全国認定こども園協会
7	学童	羽澤 憲治	埼玉県学童保育連絡協議会
8	家庭教育	福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会
9	里親	保角 美代	埼玉県里親会
10	ひとり親	本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会
11	公募		

(敬称略、50音順)

埼玉県こども計画(仮称)の構成イメージ

資料3

「埼玉県子育て応援行動計画」

基本理念 「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」を支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

施策の方向性

- 子どもを安心して生み育てられる環境を整備する
- 地域全体で子供と子育て家庭を応援する
- すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す



「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」

基本理念 子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現

施策の方向性

- 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援（全ての子供・若者の健やかな育成、未来を切り拓く子供・若者の応援）
- 困難を有する子供・若者への支援（困難を有する子供・若者やその家族への支援、非行防止と立ち直り支援）
- 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備（子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備、子供・若者の健やかな成長を支える担い手の要請・支援）

勘案

こども大綱(12月22日閣議決定)を勘案し、以下の要素などを追加を検討

- ①こどもまんなか社会の実現
- ②社会参画や意見反映
- ③居場所づくり(こどもの居場所づくりに関する指針)
- ④共働き・共育での推進
- ⑤こども施策におけるEBPM
- ⑥こども政策DX
- ⑦こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 など

埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会員選考実施要領

1 目的

この要領は次期計画である埼玉県こども計画（仮称）の策定作業部会員（以下「公募会員」という。）の選考について必要な事項を定める。

2 申込者の資格

公募会員の申込資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- （１）埼玉県内に在住・在勤で令和５年４月１日現在１８歳以上である者（公務員を除く）
- （２）若者（概ね３０代まで）、または子育て当事者
- （３）令和７年３月３１日までに４回程度開催される策定作業部会に可能な限り参加が可能な者であること

3 申込方法

公募会員に申し込もうとする者は以下の書類を作成し、郵送・ＦＡＸ・電子メールのいずれかの方法により埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会事務局（少子政策課）に提出するものとする。

- （１）略歴書（様式１）
- （２）作文（様式自由）

「埼玉県子育て応援行動計画（令和２～６年度）」について、意見・提案を８００字程度にまとめる。

※掲載 HP：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/koudoukeikaku/>

4 選考方法及び人数

作文による選考

- （１）審査項目
問題意識、分析力、課題解決・提案、論理性・表現力
- （２）審査員
４人（少子政策課 課長１名、副課長３名）
- （３）採点方法
別紙「選考基準」により採点し、総合得点をもとに１人を選考する。

5 結果通知

選考の結果は、本人あて文書で通知する。

6 主な日程

- ・ 令和６年２月１５日から３月８日まで … 公募会員募集
- ・ 令和６年３月１１日から３月１５日 … 選考
- ・ 令和６年３月末 … 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会開催

埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会員作文選考基準

埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会員の公募会員を作文により選考するに当たり、次のとおり審査項目を定め、それぞれの着眼点に沿って、５段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。

1 審査項目及び着眼点

審査項目	着 眼 点
問題意識	埼玉県における子育て支援に関する現状や課題を的確に捉えているか。
分析力	若者や子育て当事者の視点から、課題が生じる要因や背景等を的確に分析しているか。
課題解決 ・ 提案	若者や子育て当事者の視点から、課題解決に関する具体的な提案ができているか。
論理性 ・ 表現力	限られた文字数で、論理的にわかりやすく自分の考えを記述しているか。

2 ５段階の評定基準

「良い」	5
「やや良い」	4
「普通」	3
「やや劣る」	2
「劣る」	1

3 選考方法

- （１）選考に当たっては、審査員が作文内容のみを評価できるよう、応募者に無作為の番号を付け、審査員に個人（氏名、性別、住所等）が特定されないようにする。
- （２）審査項目ごとに評定に基づき、「２」の５段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。

埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会員 作文評定票

評定者氏名 _____

番号	審査項目	評定結果	番号	審査項目	評定結果
1	問題意識		2	問題意識	
	分析力			分析力	
	課題解決・提案			課題解決・提案	
	論理性・表現力			論理性・表現力	
合 計			合 計		

番号	審査項目	評定結果	番号	審査項目	評定結果
3	問題意識		4	問題意識	
	分析力			分析力	
	課題解決・提案			課題解決・提案	
	論理性・表現力			論理性・表現力	
合 計			合 計		

番号	審査項目	評定結果	番号	審査項目	評定結果
5	問題意識		6	問題意識	
	分析力			分析力	
	課題解決・提案			課題解決・提案	
	論理性・表現力			論理性・表現力	
合 計			合 計		

番号	審査項目	評定結果	番号	審査項目	評定結果
7	問題意識		8	問題意識	
	分析力			分析力	
	課題解決・提案			課題解決・提案	
	論理性・表現力			論理性・表現力	
合 計			合 計		

番号	審査項目	評定結果	番号	審査項目	評定結果
9	問題意識		10	問題意識	
	分析力			分析力	
	課題解決・提案			課題解決・提案	
	論理性・表現力			論理性・表現力	
合 計			合 計		

児童養護部会 審議結果報告

資料5

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和5年度	第3回	R5.9.22	14	14	0	0	14
令和5年度	第4回	R5.10.27	9	9	0	0	9
令和5年度	第5回	R5.12.22	11	11	0	0	11
計			34	34	0	0	34

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
	うち専門里親				
11	2	23	0	0	34

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	19	4	4	1	0	2	30
里母	10	3	1	11	8	0	33
計	29	7	5	12	8	2	63

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	0	5	17	8	0	0	30
里母	0	4	19	9	1	0	33
計	0	9	36	17	1	0	63

2 児童相談所の採る措置に関する審議

単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和5年度	第3回	R5.9.22	7	7	0	0	7
令和5年度	第4回	R5.10.27	1	1	0	0	1
令和5年度	第5回	R5.12.22	6	6	0	0	6
計			14	14	0	0	14

3 被措置児童等虐待事案の報告

(単位：件)

虐待該当	非該当	計
2	5	7

児童福祉審議会における部会について

(子供が意見を申し立てる機関の設置)

資料6

福祉部こども安全課

【背景】

○令和4年児童福祉法改正により、都道府県の業務として

「児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすること」

が位置づけられた。

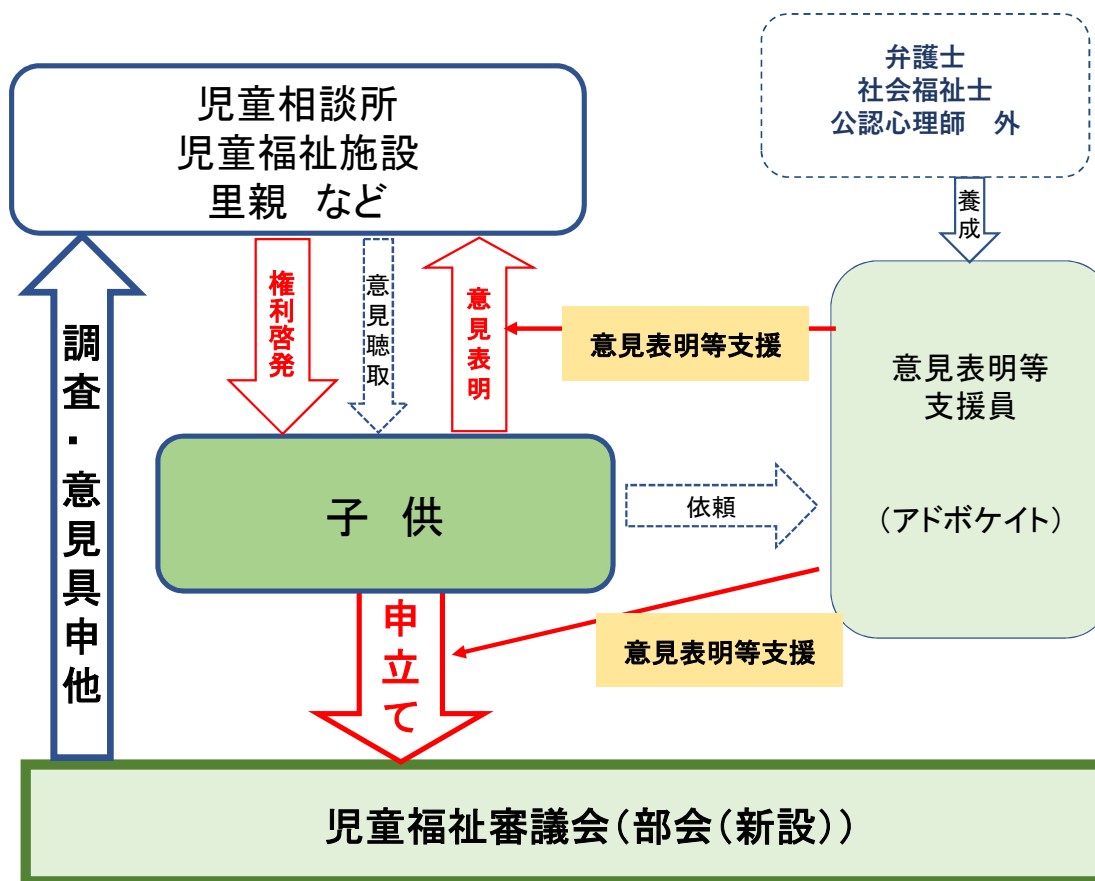
【対応概要】(案)

○児童福祉審議会に部会を新設する。

○部会の構成員は、児童福祉審議会委員のうち、社会的養護を必要とする子供の措置等の関係者以外から選出する。

○上記に伴い、審議会規則改正を行う。

※ 令和6年4月1日 施行



児童福祉審議会 新設部会(案)

<調査審議事項>

児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する「児童の意見又は意向」に関すること

(参考)

	内 容
新設部会	措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対し、 児童から 申し立てられた意見又は意向に関し、調査審議及び意見具申を行う。
養護部会	児童相談所の採る措置において児童又は保護者の意向と一致しないときなどに、 知事からの 諮問を受けて審議する。

児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について

1 こども大綱(抜粋)

○社会参画 や意見表明の機会の充実

あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。

○子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育てもや子育て当事者当事者を社会全体で支えるを社会全体で支える気運を醸成していく。

2 児童福祉審議会委員の委員定数の変更及び規則の改正について

非常に幅広い分野から成り立つ「埼玉県こども計画(仮称)」を策定するに当たって、様々な分野の専門家を柔軟に委嘱できるように児童福祉審議会委員定数の変更(増員)及び「埼玉県児童福祉審議会規則」を改正したい。

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。 【改正後】審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

